

**淀川水系河川整備計画についての意見交換会
=川上ダムの見直し内容について=
ダムについて一緒に考えてみませんか？**

会場---上野市ゆめが丘「ゆめドームうえの」にて
日時---平15年7月6日、後1時半～4時迄(150人)

① 名張市木屋町812-1

「国土交通省近畿地方整備局

木津川上流河川事務所」 殿

「河川整備計画説明係」

下記の関連機関各位におかれでは、
「参考」に付して頂きたくお願い致します。

①「淀川流域委員会」

②水資源開発公団「川上ダム建設事務所」

③三重県上野庁舎伊賀県民局建設部

「木津川グループ」

④三重県青山町猪上泰町長

平15年6月22日、

上記見出しの「新聞おり込みチラシ」を見ました。

①「川上ダム関連事業」により、青山町から上野市ゆめが丘への移住を余儀なくされた者、②昭43年5月8日、「川上内にダムを建設する！」との計画を新聞紙上にて知った者、③昭46年4月から現下に至る32年間にわたって、直接間接に「川上ダム建設」への対応に没頭して来た者。

-----として、このチラシは座視し得ない。

是非とも出席して、各位の意見や所感を拝聴したいのですが、
あいにく、先約の予定があり、出席不可能。

よって、急遽、以下の文章を纏め上げ、貴局らへ送付致すこととしました。いささかの参考にされたくお願い申し上げる次第です。

平15年7月5日

—はじめに—

「川上ダム建設」、計画公表以来35年経過。
 一体、誰のために、何の為にする『会合』か？
 中止出来るものなら中止してみろ！
進めて地獄、止めても地獄

昭43年5月8日に「川上ダムの建設計画」を公表してから、実に、【丸々35年間も過ぎている！】のだ。しかも、目下、ダム関連事業は建設中である。

にも拘わらず、

何を、今更、『川上ダムについて考えてみませんか！』だ。
 有史以来、今後においても、これほどの無責任な対応はない。

「考えて…」

——中止するんですか、中止出来るんですか？

《35年間もの間》、貴職は何を考えて来たんですか。何をして來たんですか。今、何を進めているんですか。

青山町内にある「川上ダム建設所」は、何をしているところですか。

税金を使って、マージャン、博打でもしているのですか。

それとも、大勢で昼寝でもしているのですか。

日夜、事業用地の地権者に協力同意の取り付けに通う職員は、「詐欺交渉」「ドブへの公金捨て」をしているのですか。

貴職が、斯くの如き会合を催すのは、貴職の立場を守る為にある。治水の為、自然保護、環境保全のためではない。
ましてや、事業被害者の為では更々ない。

つまり、

日本が700兆円もの借金を抱え、「財政窮地」に陥った。
 これに伴い、《公共事業の見直し、削減》が踊り出た。

そこへ、長野県にて田中康夫知事が選出なり、《ダム事業の中止策》が開花。

『ダム建設』は、公共事業として悪の権化だ。」——との風潮が日本を席巻するに至ったのである。

貴職は、

これをマヤカスために「流域委員会」なる諮問委員会を設置。これに、環境派、自然派、平和、福祉、人権という名代に身をおく？方々——を主軸とした委員を配置。

答申は、思惑通り、「ダム反対」と出た。否、出さした？

これだけだと、

本当にダム事業が頓挫してしまうので、ダム推進派(?)の連中をかき集めて「…ダム反対とはまかりならん！」との声を挙げます。あちらこちらで重ねている会合がそれであり、本日の会合もその一つである。

即ち、

【ダム反対、賛成の両建て】を作り上げて我が身(=ダム起業者)への非難を回避。どちらにも泳げる態勢づくりに腐心している訳である。いかにも狡賢い公務員らしきふるまいではないか。迂遠なる貴職の意図は丸見えである。

よくぞ、斯くも姑息な画策をするもんだ。

こんな暇があるのなら、

①あちらこちらでの《しさがし工事》を一刻でも早く完成させて、一部でもその用途に供すべきである。

②「流域委員会答申」なるものを尊重するなら、現地事務所を即刻撤収し、旧地主に違約弁済(=3倍返し)の作業に着手すべきである。

「お為倒しの両建て策」は、進んで地獄、引いて地獄の自滅を築き、被害者をして更なる地獄に追いやるだけである。

以下、

「川上ダム建設事業」が今日に至った折衝要所を概記し、関係機関各位にも送付し、公開しておく次第である。

近畿整備局におかれでは、感ずるところあれば「文書」にて返答願う次第である。ただし、公務員独特の「章を尋ね句を摘む」が如き言葉尻拾いの返答はご遠慮願いたい。

① 《ダム建設》

昭43年5月～50年9月の間、「絶対反対」。

青山町には「百害あって一利無し！」だ！

【立町計画、生計メド】を遮断するダム構想。

昭43年5月8日、新聞紙上にて公表された「ダム建設計画」。この計画につき、川上住民(=水没38戸)はもとより、青山町から建設方を依頼したことは唯の一度とてない。

青山町は、
『絶対反対』を掲げて、建設阻止の折衝を重ねてきたのだ。
が、

(イ)「ダム建設計画が公表された後に、これを撤回した例
がない」との実態。(注…当時としては)

(ロ)このまま、「反対」を続けることは、①ダム建設位置は
旧四ヶ町村からなる青山町を二分するもので、すべて
の立町計画を作り立たせない。②水没者の生計メ
ドが永久につかなくなる。

との大要で青山町政に暗雲を覆いかぶせたのである。

つまり、

『ダム建設計画』は、青山町にとって「百害あって一利無し」だ。

(イ)進めても町の利益にならない。大阪周辺の水がめ、下
流地域の利水に貢献するのみだ。

(ロ)止め続けると、町の行政停滞を更に深めるのみ。水没
者の生計メドは一層混迷するのみ。

との病状を深めるのみとなつたのである。

まさしく、「進めて地獄、止めても地獄」という案件として町政そ
のものを緊縛し続けたのである。

② 昭50年9月16日

塚本町長、『反対』から【条件闘争策】に政策転換！

昭50年12月定例議会にて、議会がこれを『支持』！

昭50年9月16日に開催された「ダム対策特別委員会(=委員長
竹之矢虎雄)」。(注…竹之矢は昭50年6月～53年6月迄議会
のダム対策特別委員会委員長を3期連続つとめた)

席上、

塚本町長は、「ダム対応」につき、---掲げ続けて来た「絶対
反対策」を、「条件闘争策」に転換する！---と表明された。
この日は、残暑厳しく、晴れ間に白雲流れる日。

塚本町長は背広着衣のまま、両手を握りしめ、肩を震わせなが
ら『ダム対応の政策転換』を表明されたのである。

つまり、

三重県を通じてダム建設要請を受け、これを被害者に伝えると
いう対処方を止め、「…青山町をして、青山町の責任において
川上住民にダム建設への協力要請をする。…」と切言され
たのである。

「反対」を続けて『起業者たる国なり三重県が悪いんだ！』とす
る対応作業に比し、「青山町をして川上住民を説得する！」と
いう対応は、責任度において雲泥の差だ。

委員会としても、

「町長、これで良いんだな！」と何度も念を押しつつ、事の対
処に慎重をきした。

公式非公式に10会余の会合を重ね、50年12月定例議会の冒
頭で、「…ダム対策特別委員会としては、町長の政策転換を
全員賛成で支持致しました。議会としても委員会の結論を支持
願いたい！」との委員長報告をした。

傍聴席は、

川上区の住民各位で埋め尽くされ、その顔はまさしく鬼気迫る
もので、議場は緊張の極みであった。

委員長報告は異例の採決に付され、【全員一致】にて委員長
報告が採択なつたのである。

その夜、
川上区のダム対策幹部が、竹之矢私宅に来られ「…なんとい
う事したんだ。赦せない！…」との憤懣を吐かれ、激しい応
酬となつた。

深夜に至っても論は尽きず、招かざる不幸、ダム対応をめぐつ
て、お互によく知り合う者同士が口角泡を飛ばしあう有様。
姿なき国や三重県の関係者を恨めしく思はざるをえないもの
であった。

当時30才の竹之矢は、

「竹之矢は、毎日、川上内を通って役場へいく身柄。その折、
如何様に処されても仕方ないと覺悟している。本件打開には、
これ(=条件闘争策)以外にないと確信して、委員会をまとめた
次第である。これからこそが重要であり、難産となる！…。」
と強調。

川上区の幹部数人は、

全身を膠着されたまま涙され、天井を見上げ、膝頭を握り閉め
られ、切歎扼腕されることしきり。

竹之矢としては、この光景が、今だに消えないものである。

③

昭53年12月

宮本町長、昼夜問わずに折衝！

川上区が「予備調査」の受け入れを表明

—「ダム建設」に向けた、実質上の《ゴーサイン》—

その後、青山町と川上区とは、いわば、「思わしくない状態」が
続いた。
が、川上区の方々は、塚本町長や議員諸氏に対して敵意ムキ
出しというのではなく、水没者として「遺漏無き対応」を模索する
との姿勢を取られた。各地各人に向けて対応方を研究されると
いう前向きな日々を送っていた。

某日某夜、

川上区の寺にて区民全員と塚本町長、大田議長、竹之矢ダム
対委員長、森脇辰男議員(羽根出身)らによるダム会合があつ
た。

凍てつく厳寒、住民の顔は曇って険しいもの。

勿論、会場全体は、張詰められた雰囲気である。

町長が、小さな声で、「条件闘争策」への事由を延々と説明。

出席者の理解を得たかと思いきや、

議会のダム対特別委員会委員長たる竹之矢に対して指名質問
があつた。

「予備調査とはいかなるものと認識しているのか？」

「過半数でもあれば調査踏みきらすのか？」

との趣旨である。

竹之矢は、

「…区民の方々が予備調査を受け入れると言うことは、『ダム
建設』を受け入れるということであり、公団技術からすれば、必
ず、ダム建設につながるものと御理解されたい。こう認識してい
る」

「…過半数ではダメ。最小でも80%以上の賛成が絶対必要。
調査作業が出来ないからである。20%を無視するという事では
ないが、38戸中30戸が了とされれば、8戸については、区内部
の課題と言えまい？…。議会としてはあくまでも100%の同
意を求めるものです。」——と説明、返答。

これに対して、大勢から大きな拍手が出た。

某日某夜、

上記の如き会合が寺にて行われた。

従来とは異なり、和やかな雰囲気であった。「…事ここに及ん
だ限り、町長や議会が一丸となって『納得のいく再建補償』を
確保されるよう努力されたい。！」——との声が支配。

席上にて、「予備調査の同意」を得られる雰囲気となつた。

この直後に、

萱室久郎氏から——「…竹之矢君！君は若くて詳細を熟知さ
れていないだろうが、ダム計画の公表を受けて、塚本町長、議
会議長、川上区代表者らの連署による『ダム建設絶対反対』を

誓約した書面がある。

これがある限り、いかなる施策あろうともダム建設は不可能。
この書類をどう処理されますか？破って燃やしますか？」
——との詰問があった。

全く予期せぬ詰問で、会場は息の詰まる雰囲気と化し、全員の耳目が竹之矢一点に向けられた。

竹之矢は、間髪を入れず、

「燃やすなんてとんでもない。その書類こそダム対応の原点だ。紫の袱紗に包んで、永久に保存されるべきものである！」と即答。

会場は、感服？のざわめきへと転じ、各位の納得を得た。
このとき、実質上の「予備調査同意」がなったと思えた。
今もその書類は保存されているはずである。

その後、

川上区は、再建策や補償対応につき独自に研究を続けられ
「正式同意」への基礎固めをされる日々。

一方、

青山町は、「米飯給食導入」をめぐって、行政混乱が惹起し、塙本町長が53年4月に任期途中の退陣をするという予期せぬ事態になった。

後任町長には、宮本前助役が選出され、川上区に対して寝食昼夜を問わずに折衝されたのである。
この誠意が通じ、53年12月、【川上ダム建設にかかる予備調査の同意】を取り付けられた。実質上の「ダム建設へのゴーサイン」がなった訳である。

宮本町長と川上区民、双方の苦渋は筆舌尽くせぬものがあつたと推察できる。青山町が「条件闘争策」に転換議決してから、丸々3年間を要して実った「苦渋の決断」「同意」なのである。

382-5

④ 昭54年4月～平元年4月までの10年間

町勢は「ダム事業とのかねあい」に翻弄され凍結状態。
「予備調査、実施調査」の終了迄は対応不可とされ…。

川上区(=水没住民38戸)がダム建設への「予備調査」を受け
いたことで、皮肉なことに、青山町政は一層複雑な対応
強いられることとなった。

つまり、

青山町は、「ダム建設計画」という蜘蛛の巣を張られて、「道路改良」や他の諸施策への取り組みはままならず、極端な整備遅れとなっていた。この巣を破るために、ダム対応を《計画から実施》に転換したのだが、今度は、諸施策とダム事業との整合性を確実なものとせざるをえなくなり、蜘蛛の巣どころではなくなつたのである。

「いずれ水没してしまうのだから…」

「ダム事業で解決する、させる…」

「新設道路のコースが決まらないと…」

——などの壁にふさがれ、大型プロジェクトの実施はおろか、その立案さえ不可能。さながら、町行政は凍結状態と化してしまったのである。

三重県や水公団は、

「予備調査、実施調査」を終えない限り、ダム関連事業を具体的にお示し出来ない！」——との返答に終始し、青山町政は停滞を一段と深めたのである。

水没住民は青山町に向けて、

「いかな再建を、何時からしてくれるのか？」

「いかほどの補償を提示するのか？」

——との催促と不信を高めるばかりとなつたのである。

何時果てるどもなしの「調査」続きは、水没者はもとより町政そのものをも《昭和の化石》とし、足踏みを強いた訳である。

⑤ 平4年1月29日

県道「青山美杉線、松坂線」の付け替えコース公示！
「県道青山美杉線」の移管策で、紛糾10年間…。
区長、役職者の了解だけで《ゴリ押し進め》の手法

平60年、「実施調査」を受け入れるにあたって、町は「ダム関係地域の対策要望」の取りまとめ作業を開始。

各地区から《400項目余》の要求が提出されたとのこと。
これらを三重県が主軸となって調整、「川上ダム水源地域特別整備事業(=ダム周辺整備事業)」として集約する作業がされたのである。

これらの作業は極秘裏にされたので、関係地域の者は、誰一人として、いかように調整され、集約されたのかを知らない。

例えば、平4年1月29日、
ダム建設で最も影響を被る上流地域たる旧矢生校区(=500戸)
にとって、命の導火線となる「県道青山美杉線、青山松坂線」
の改良内容が公示された。

このうち、
「県道青山美杉線」については、——中部電力川上発電所前の「沢橋」～小川内の「安場橋」の3500m間を、対岸に移管し、現行県道は生産管理道路(=ダム管理道路)に格下げの上、廃線する！——というもの。

これに対して、平4年3月、
ダムの直上流にある小川内(=16戸)は、

①明治43年以来、100年ぶりの大変なコース移管策。
これにつき、沿線住民や周辺地権者に一言の事前説明もせずに押しつけるのは江戸時代以下のやりかただ。

②現行の3500m間は南受け道路で山間道としての諸障害が少ない。が、対岸へ移管されると、その間は北受けの山

道と化し、凍結や雪障害を永久に被る事となる。

③現行県道だと小川内から役場迄は、6500m。移管すると7000mとなり、改良？で目的地まで10%(=500m)も遠くなる。利用住民にとっては、往復で1000m、一年間だと300km以上も永久に負担増となる。これだけは、改良でなく《改悪》である。

④現行県道の3500mが廃道なれば、一帯の山林価値が下がるばかりか、管理不能に陥る。代わりに、「ダム生産管理道路」が新設されても、国土地理院に搭載される道にあらず、ダム管理の私道に過ぎないものだ。

——との事由を明記して「断固反対、再考せよ！」と文書にて「撤回申し入れ」をしたのである。

が、
青山町、県、水公団は、「道路移管という変更への正規手続」を省いて、事情を熟知しない関係区長に「請願書」を密かに出さすという犯罪的？手段にて上申手続きをなす有様。

これがために、
用地買収のメドがたたづ、10年余も作業が頓挫。
《10年余の対応詳細》は、文書にて残っているので、後の検証に委ねることとする。また、《3500mの移管策》が後日の障害となるか、否かは、完成後の実態証明に委ねる。
こうした対処方が、あちらこちらにもあり、事業不信を増殖させ、事業遅滞を築いて来たのである。

青山町は、「ダム建設の計画公表」という投網(とあみ)で、町勢進展を塞がれ、「ダム受け入れ」により一層呪縛されて【町勢遅滞】をなす現実となったのである。

⑥ 「ダム建設計画公表」から25年経過

平5年5月、《水没者の移転地造成》に着手！
平8ねん7月7日、【水没補償の基準価額】を公示
—平9年10月、水没者の新居建設が始まる—

「ダム建設計画」が公表されてから25年目の平5年5月、水没者38戸が集団移転する「川上区」の造成工事が着手された。

「一口に25年間」と言えば簡単だが、オギャーと生まれた者は25才の成人。否、親にさえなつてゐる。

昭43年に「ダム建設計画」が公表され、その対応の中軸となられた方々は、当時40～70代であった。

よって、この日を見ずに亡くなられた方は20人を超えていた。残酷を越えた非情非理の25年間と切言できる。

「25年間に如何な人生模様を被られたやら？……」と思うと、唯々《25年間です！》——の一言こそが、すべてを語るもの。

余人に語る資格はない。すべては、水没者の回顧録にゆだねる外無い。

平8年7月7日、「ダム建設計画の公表」から28年目。
水資源開発公団が直接買収にあたる用地の「基準価額」が公示された。

「青山ホール」内の会議場には、
 ①川上区、関係地区地権者代表
 ②松原町長、猪上助役
 ③立会人として竹之矢議長、山下副議長
 ④水資源開発公団川上ダム建設所長の菅井学所長
 ⑤建設省の関係者
 総勢60人を越す関係者で埋まった。

建設省や、三重県、水公団関西支社の”お偉いさん方”が、紋きり挨拶を重ねて、会場はウンザリ、白けるばかり。

こんな連中が、上で采配していたのかと思うと誠に腹立たしく、「白紙に戻してやろか！」との気分にさえなつた。が、

最後に立った菅井学所長の挨拶(約10分間)は「……基準価額については、自信をもって提示させていただきました。何卒、御検証下さいましてご返答賜りますようお願い申し上げます。」——と心の籠った、謹厳誠実なものであった。

現場踏査を重ね、被害者との面談を繰り返されて来た者にしてこそ言わしめた挨拶。

事は【菅井所長の挨拶】で決まったと思えた。

平8年12月、

川上区が「補償合意」をしたのである。

事が始まってから28年目の妥結である。

平9年に入って、水没地権者を中心に水公団と地権者による「買取契約」が次々と交わされた。

この作業とあい前後して、移転地内にて【川上区の開村式】が挙行された。

席上、川上区長の花岡正義氏が代表挨拶。28年余の経過を振り返る内容を述べられて入るうちに、全身を震わせ、滂沱されつつ「…これからも色々な案件があります。ご列席の皆様がた、何卒よろしくお願ひ申し上げす！」と訴えられた。

出席者一同は、【心中よくわかる！】と唯々絶句。

過ぎし28年間。この間に綴なした様々な事柄、各人其々の感概は白髪、瘦躯が象徴するものであった。

⑦ 平8年10月25日
「川上ダム水源地域特別整備事業」
 (=39項目、297億円)公表される!
青山町負担は、なんと、【114億円】…?

昭43年5月以来、青山町行政を緊縛し続けて来た「川上ダム問題」。

水没被害者への対策こそいの一番であり、論無き対策であった。一方、町勢を遅滞せしめてきた「ダム問題」、この遅滞を一気に挽回したい、し得るものといえば、《水源地域特別整備事業》、俗称、【ダム周辺整備事業】である。

この整備事業は、
 昭60年、竹森町長のもとで「ダム実施調査」を受けるにあたって、町は、ダム関係地域を中心に対策要望の取りまとめ作業(=周辺整備事業)を推し進めた。

調査が終了し、平元年頃から松原町長のもとで「国、県、青山町」の三者が一体となって本格的な調整と立案がされたものである。

この作業内容については、一般町民はもとより、議会も一切知られず”秘密裏”にされたのである。(注…こうした作業の進め方は異例であり、執行権の乱用?と思う)

平7年8月、
 数人の議員から「町長に余ほどの自信があるのかも知れないが、一発勝負は危険過ぎる。事の重大性からして中間報告位あって然るべきだ…！」との不満や疑義が投じられた。

この要求に対して、松原町長は、
 「…お気持ちはわかりますが、公開作業をすると收拾がつかなくなり、混乱を招くのみ。

382-8

事業内容もさることながら、事業への町負担が最大の課題。タダ、ゼロ負担とは出来ないので極力押さえ込むよう必死で交渉し、要求しているので、曲げて、御理解願いたい。町の負担は10億円以下としたい積りだ！…」…との対応に終始し、自らの信条をも披瀝し、執行権を固執。

平8年7月7日、
「補償価額の公示」を機に、議会は強行に「周辺整備事業の公開」を求めたのである。

平8年10月25日。
松原町長より、「ダム周辺整備事業の全容」が文書にて議会に公示された。この時が初めての公開である。
 満を持して待っていた議員は、不安と期待でこれを検証。

- ①事業項目は、39項目。
- ②事業総額は、297億円余。
- ③事業に対する青山町負担は、114億円。

との概要であった。
 「事業内容の不備不足もさることながら、【町負担が114億円】とは何事か？！」…と紛糾。心配していた最悪の事態を目の当たりにした議会は、收拾不能の状態に陥ってしまったのである。

- ①町長が力説していた「…10億円以内に押さえたい！」との反映は何処にあるのか。
 - ②町が114億円も負担しなければならないのなら、即刻、「ダム事業の返上」をするべし。
- との筋、正論に反論する余地は全く無い。

議員各位は、
 【……町長らが数年間、秘密裏に折衝作業を重ね、今その結果を、正式に「文書提出」したものを、議会に叱られたから「ハイ、修正します！」とは言えまい、いくまい。

だからと言って、この提示内容を《了解》とは断じていかない。
「今後の交渉を通じて、何とか対応して行こう！」と扱い、処せる
ような軽々しい案件ではない。300億円もの大事業であり、青山
町の生死がかかっている案件だ。

水没者への補償対策と言うべき「補償基準価額」の提示がされた。あとは、各個人の地権者判断に任さざるを得ない。
が、

公共への補償対策たる「ダム周辺整備事業」は、青山町がその是非を決するもの。これが座礁すれば、関係地区の住民は干上がってしまう。青山町は再起不能となり、死んでしまう。
「114億円負担」のままで、後日に先送りする事は許されない。

- ①「水没補償基準価額=水没者を軸とした地権者対策」と
- ②「ダム周辺整備事業=ダム周辺地域への公共補償対策」
はワンセットでなければならない……。】と憤慨とどまることなし
となつたである。

が、論評だけでは、事の解決、打開にはならない。
「議会として、独自の対応をとり、その職命を果たすべし。威信
にかけても是正さそう！」——との結論になつたのである。

早速、竹之矢議長が直訴文(=5000字に及ぶもの)を草稿。
これをタタキダイとして、全議員が丸々一日掛けて修正、成文化。

これに全議員が実印を押して《抗議の直訴書》と仕上げ、竹之矢議長、山下副議長、高山前議長が下記へ持参するなどをし
て「直訴」への周到な根回し作業をした。

建設省、三重県、水公団に送付。
国会議員たる川崎、中井、斎藤の地元事務所に持参。
県会議員たる森川、柴田、田中、亀井、辻本氏らに手渡す。
三好県会議長、原田県土木部長には全議員で面談交渉。

382-9

松原町長の首を取っても解決しない。ましてや、「114億円の負担」のまま事業推進は出来ない。

昭50年12月の議会において、条件闘争への《政策転換議決》
したのは、「納得できる補償確立と、事業の早期完了にあつた。
このことを戴し、

「青山町議会としての職責、使命遂行に死力を尽くす。その足跡をキチンと残して後世の審判に付す。」——こととしたのである。

⑧ 平8年11月25～27日、全議員が上京 亀井建設大臣と《烈迫の直談判》

—11月27日午前11時半～12時10分—

11月25日早朝6時30分。

旧青山中学校横より貸切バスで一路東京へと出発。
車中で昼食、休憩らしきものも取らずに、「午後3時参議院議長
公邸着」のスケジュールを強行。

予定通り、議長公邸にて斎藤十郎議長に面談。委細を説明
し、「直訴書」を手渡す。一同、船に乗った想いにて安堵。

この後、
議員は二派に別れて、川崎二郎代議士、中井ひろし代議士事
務所を訪問し、斎藤議長と同様の措置を取る。

夜、中井、川崎の両代議士を招いて夕食会。
両氏の当選を祝すると共に、「114億円の件」を再度陳情した
である。

翌、11月26日。
川崎代議士より竹之矢に連絡あり、「亀井建設大臣との面談
のセット出来た。27日午前11時30分建設省に来られたい！」との
もの。

25日に川崎事務所を訪問した竹之矢議長、高山前議長、
辻沢総務委員長、西山総務副委員長、畠中尚議員、
松尾豊治議員、猪上助役、森川事務局長の8人は、川崎代議
士の案内で大臣室に直行。

亀井大臣は知る人ぞ知るタイプの方である。

一行が大臣室に入るや否や、「川崎君のような良い人を落選させた者の陳情を何故受ける必要あるのか！」と真顔で怒る。

川崎氏への儀礼配慮かと思いきや、真剣そのもの。

一行は、立たされたまま、物も言えない有様。

長い、なが~い沈黙が続き、

「大臣聞くだけでも頼みますわ！」という川崎氏の取りなしで、やっと座らせてもらい、竹之矢議長が《をくだんの直訴状》を大臣に開陳して事情を説明。まさしく火柱の立つ脅迫のやり取りが続いたのである。

事の趣旨を理解された大臣、応対は早い。その場にて大臣官房、審議官に即決指示された。

「…早速、三重県と調整して是正措置を取れ！」と命令。

この一幕こそ、

事態好転をなさしめたもの。議員12名が一丸となって青山町の窮地を切り開いた瞬間であった。

尚、松原町長は在京中の身であったが、一度として姿を見せずに終始したのである。この事実を敢えて付記しておく。

(注…大臣との詳細なやり取り内容は省く)

382-10

⑨「ダム周辺整備事業の青山町負担」

《114億円》⇒「34億円+起債19億円の半分」に是正
—平9年6月、議会は「全員賛成」でこれを可決—

ダム事業においては、その設置町村長の華、腕の見せ所、いわば、《胸を張りたい》のは、——【補償結果】である。

松原美省氏と言えば、

20代から日本共産党三重県支部の大幹部として勇名を馳せて来られた方である。

平元年～8年の間は、まさしく、ダム事業への【具体的な補償】を確立する期間である。華々しい共産党闘士だったその言動成果を築ける期間であり、舞台であったはずである。

ましてや、「二人の助役」を置くという異例の措置までして国、県と対峙したのである。

必ずや、立派な《補償成果》をものにされると期待されていたのである。

この間には、

「ダム周辺整備事業」という格別な重要課題であることから、その取り組み方につき、議会側から再三にわたって「秘密裏過ぎる！」と指摘され、「公開審議」の要求を続けられた。

が、松原町長は「…執行権側のみにて対処する！」と拒み続けてきたのである。

こうした8年間の末、

待ちに待たせた「ダム周辺整備事業の成果内容」が、平8年10月25日、やっとのことで、初めて《文書提示》されたのである。

開いて見るや、惨憺たる物。

《青山町負担が114億円》という狂気な内容。

議会の出方如何によつては、

松原町長の解任はもとより、青山町は回復不可能な座礁をなしたと断言できる。議会は、敢えてこれをせず、独自に是正活動の道を選らんだのである。、

平9年2月、

亀井大臣との直談判が具体化なり——「114億円の負担内訳」
が①下流団体②三重県③青山町の間で決まった。

青山町は、

【34億円+「起債19億円、このうち半額が交付税助成】
=計約43億円余。——となつたのである。

議会としては、

ダム対策特別委員会委員長を兼務する竹之矢議長が、ダム委員会において、以下の「文書報告」をして採決に付し、今後への資としたのである。

①平8年7月7日、水公団が「水没物件の補償基準価額」を地権者に公示した。これは、水没被害者を軸とした個人への補償対策である。

従つて、起業者と各地権者間で決済される性格のもので、議会としてその動向を見据えるしかない。

②「ダム周辺整備事業」については、個人案件ではなく、公共被害に対する補償である。この取りまとめは、すべて町長が直接してきたもの。が、誠に忌まわしい内容であり、とても容認し得ないものとして「初公示」された。

このうち、

「事業負担114億円」の是正は、議会あげての抗議により「34億円+起債負担9億円」となつたものの、議員は誰一人として、「これで満点！」とは思っていないはずだ。
が、

「ダム問題の早期解決」こそが、青山町積年の課題である。負担問題や事業内容につき、更なる是正完了迄、時間を費やすのはいかがなもんか？

国、県はもとより、青山町の予算開始まで一ヶ月間もない。

議会としては、是正案を採決に付し、不備不足な諸点は今後是正していくのが《現状でのベスト》と思う。

③蛇足ながら、「不備不足」の諸点是正には、松原町長が来春の県議選に出馬されて、県をして更なる是正を督促すべきと思う。

との概要を述べ、議決に付す了解を取りつけた。
結果、

平9年6月、「川上ダム建設に伴う水源地域特別整備事業案」は「全員賛成」で議会可決なつたのである。

⑩ 平9年春～平14年夏まで

①個人地権者、「水没物件買収契約」を開始。

②平9年10月、松原町長が『無投票三選』される。

③「川上区への通用路(跨線橋)の用地買収」が座礁。

④「南部水道新設」への水源、水利権同意が不実。

⑤「県道青山美杉線の用地買収」、遅々として進まず！

⑥平13年10月、《猪上前助役》が町長に就任！

平8年7月7日、水公団が地権者に提示した「水没物件に対する補償基準価額」は、同年12月、川上区との間で「妥結」なつた。

これを機に、地権者と水公団との間で次々と《買収契約》が進行。「平16年度中に川上ダム建設完成」に向けた作業が動き出した。

問題となつた「ダム周辺整備事業」についても、関係者に開示され、その用地買収などに入った。が、事業内容の事前説明に不備不足な点が多く、難航するものが多発。

こうした靄(もや)がかかる中で、

松原町長は、「特異な人望により?」「…ダム事業が実質上の着手となつた。この機に、選手交代とは出来難い…?」——な

どちら「無投票三選」という快挙で、みたび、町政の陣頭指揮に着かれたのである。

が、

①川上区が「集団移転」するに当って、その地への通用路となる国道165号線から近鉄線を跨いでの新設道路(=約20億円の事業)を条件とした。が、その用地買収が座礁。

地権者の大半を占める別府、岡田区より「地区の障害となるのみだ！」——と反対されたのである。

②ダム上流の旧矢生校区500戸への「水道新設(=約24億円の事業)が、——(イ)水源確保への地元同意(ロ)伊賀川漁協への水利権同意——につき、松原町長では“不信任”とされて、立ち往生してしまった。

(イ)については、小岳忠明議員、辻沢義信議員、森永人三議員、竹之矢議長の地元議員の尽力によって打開解決。

(ロ)については、竹之矢議長が、青山町建設協会の側面協力を受けつつ単独交渉を重ねて、伊賀川漁協より平10年12月30日、「無条件同意」を取り付けて打開。

③「県道青山美杉線」への用地買収は、前記した「平4年3月、小川内地区が文書提示した事由と、川上区への約束不履行が原因となって「移管道路への用地買収」は、棚上げ状態が10年近くも続いた。

平13年3月、小川内地区より、『13戸のうち6戸』が県のダム関連事業で地区外転出する事となった。

残留者7戸が、「…今後、如何様な事態になろうとも文句は言わない！」と表明したのを受けて、平15年3月13日、「小川内共有林の売却契約」が交わされた。

が、
川上区への通用路のメドが今だについていないことから、「川上区の共有地買収」は頓挫のまま。

「県道青山美杉線の移管作業」は難航、停滞必死である。

昨今、国や県は”事業推進のスムース化を保証する為”に、『地元申請主義』なる様態で事業許可をしている。

青山町の場合、

ダム周辺整備事業なるものが、《秘密裏》に調整されたので、——「いざ、着工せんとする！」——や、地元不同意という事態が多発した訳である。

平13年10月に就任された猪上町長は、

「竹森町長の助役に就任。その政敵たる松原町長の助役にさへ就任され、14年間も助役職を続けた経歴者」である。

従って、

「川上ダム関連事業の立案」すべてに拘わられている方だ。
【平17年3月川上ダム事業をすべて完了】——との命題を成し遂げられるものと、心から期待する次第である。

⑪ 「川上ダム建設中止？」の報道

平14年11月、「淀川流域委員会」とやらが答申！
建設公表以来34年目の冬、「被害者に氷水を注ぐ」。

「事実は、小説よりも奇なり！」——との節がある。

旧建設省は、昭43年5月、「川上ダム建設計画」を唐突に公表。以来、34年間もウダラ、ウザラの事業対応を続け、川上ダムの水没用地を96%買収した平14年11月、起業者たる国交省の諮問委員会が、建設計画の公表以来35年目に向けて、「川上ダム建設、原則中止？」と答申。

34年間にわたるこの対応を

「奇なり」、否、「狂気なり！」——評せずして、何と評すべしや？

聞けば、

ダム起業者たる「国土交通省」が、淀川水系のダム建設の是非を諮る為に、平12年に『淀川水系流域委員会』なる諮問委員会を設置。

二年近い審議の結果、

「ダム建設は、原則中止するべし！」との答申になった由。

その委細を知るところではないが、

【「川上ダム」の重要性、必要性は鴻毛よりも軽し！】——と認識され、位置づけられた事だけは確かだ。

「川上ダム建設」の対応に翻弄されて来た水没者、青山町の34年間は、一体、何だったのか。

たったの二年間で、10人足らずの者で、斯くも簡単に、34年間の苦闘を裁断できるもんか。

「原則、中止するべし！」だと？。

よくも言えたもんだ。

”通り魔の凶刃”を受け、《延命装置》を掛けられている被害者に向けて、加害者たる”通り魔”が「延命装置を外せ！」と叫ぶ姿ではないか。

19の娘を許婚(いいなづけ)と扱いつづけて34年間。「53才のお婆に成り下がつたので、実家へ帰れ！」と仕置きする姿だ。『人間』とは言えない、思えない人間？の仕草である。

問題は、

答申を受けた『国交省』の応対である。

「国土交通省近畿地方整備局」とやらは、「…答申を極力尊重致しまして云々…」と応対？？？。

このことは、

「川上ダム建設」につき、お詫びしながら、遠慮しながら、恐る

恐る事業推進する…」ということか？

それとも、「即刻、完全撤収する！」ということなのか？

無責任極まるあいまいさだ。

自らの進路を決めかねて、「関係住民のお声を拝聴して…処したい！」との会合を重ねる。税金を使って、責任回避のてだて探しに狂奔している訳だ。

— むすび —

「ダムかむだか？」かの《無駄評議》
 今や”鳥の勝手”と化した「川上ダム事業」！
 『35年目でも未着工』にこそ、《悲哀と贊否》

①平17年3月完成は無理

工期期限たる平17年3月に、「川上ダム本体」が完成したとしても、その供用開始は平18年3月以降となる。

が、計画公表以来35年過ぎた平15年7月6日の時点においても「本体工事」には未着工である。

目下、水没用地の買収は97%位で、未買収は3%（=約3000坪位？）、その地権者数は10人余との由。

ましてや、この場に及んで「川上ダムについて考えてみませんか？」なる会合をしているような状況からして、『17年3月完成』は絶望的だ。

②完成を誰が歓喜するや…。

仮に「完成」なっても、《歓喜の声》は挙がるまい。

この完成を一日千秋の思いで待ってくれている者無しなのである。

昭43年5月以来、

青山町は「川上ダム建設は、淀川流域の治山、治水、利水を万全足らしめるために是非とも必要なのだ。曲げて協力して欲しい！」——と懇願され、その承諾にやんやの催促を受けた。

あれは夢だったのか？幻だったのか？。

あれから34年過ぎ、

本体未着工の平14年11月、国交省依頼の先生方で構成されている「淀川流域委員会」なるものから、「淀川水系でのダム建設は原則中止するべし。見直すべし！」——との答申が出される有様だ。

この変わり様は、一体、何なのか？夢なのか？幻なのか？。「35年間の社会変化がなさしめることだ！」との《一言》にて、済まされるものなのか…。

「ダム完成」を懇願し続けた下流団体は、今や「ダムは不用」と見直しを迫る。「ダム建設反対」を町是として来た青山町が、『早期完成』を迫る。まさしく、奇々怪々の事実である。
某年〇月△日？。

【川上ダム竣工祝賀式典】にて、
力こめて《万歳三唱》をする者こそ、天下のアホとなる。

③水没者の現状は？

昭43年5月8日、「国家100年の大計により、ダムを建設する。よって、川上区=38戸は立ち退きせよ！」と公表され、10年間の苦慮を重ねて、この申し入れを【忍？諾】。

それから、
 「調査、調査」が続き、28年目の平9年に『転地新居』の建設に着手。墳墓を掘り返し、築100～200年にもなる家屋を碎き、老いたる親を背にし、幼子を引き連れ、計画公表以来30年目にしてやっと移住。

にも拘わらず、周囲からは《ダム成金、ダム御殿》の陰口を受ける日々。

移住迄には、30人近くの方が故人となった。
日夜、寝食抜きでダム対応に追われた者の大半は、80才前後になり白髪、瘦躯と成り果てている。
30年間の月日が、次世代の多くを《他の地》に走らしめ、
移転地では《一人暮らしの老人》が多い。

これが水没者、目下の実情である。

何を今更、
 ダム完成を切望し、歓喜するものか。
 どうでも良いことなのである。
 ダム闘争で受けた傷を癒しきれず、あの世まで持ち込まざるを得ない身で、息を殺している日々なのである。

④「両手両足を切断」されたままの小川内集落！

「小川内集落」は、ダム湖より200mの上流にあり、16戸でなる人里離れた集落。

住居こそ水没しないが、ダム建設で集落の半分が水没する。

これにより、集落の田畠は90%が消滅してしまう。

集落内を通る県道2本。

これがダム上流対策として二車線化改良される。

《すり鉢状態の谷底集落》での二車線化改良は、住家数軒の退去を余儀なくする。社会状況からして、退去者は集落外転出をするは必定。

さすれば、集落共同体の機能は完全崩壊し、集落の命脈をさえ失すことになる。

昭60年8月、

この事態を予測し、全戸の総意として「小川内16戸の集団移転実現」を文書要求。

が、松原町長は「集落再建の代案」を提示することもなく、「集団移転実現」への折衝一つもされずに、『集団移転策は不可能』という片言の返答。これにより、集落内の対応意見が分裂し、集団移転策は空中分解。

今や、

7戸が人里離れた谷底で、《半焼家屋、両手両足を切断された姿》---にて自然崩壊、廢村を待つ身となっている。

尚、

集落内におけるダム関連事業は三重県主管の事業。

この補償価額は、水公団に比し「4分の1～5分の1」。

《わずか1m離れている事由での異様な補償落差》は、6戸に『自己資金持ち出しの転出作業』を余儀なくしたのである。

⑤ダム事業で凍結された「ダム上流の500戸」

川上ダムの建設位置は、旧矢持村と種生村の二村をせき止めるもの。「県道青山美杉線、青山松坂線」は、この地域への導火線である。両線の二車線化改良は地域にとって積年の命

382-15

題。

が、

「ダム湖に沈んでしまうから…」との事由で棚上げされて来た。

「ダム周辺整備事業」が頓挫すれば、両線あわせて15kmの区間は、100年前の道路状態に留まってしまう。仮に、17年3月に完成しても、明治43年の大改良からして、100年目にして、やつと《世間並の道路》となる訳だ。

近代生活には「水道施設」が不可欠。

ダム下流の利水に「ダム建設」をするが、その上流500戸の生活用水は、谷水、雨水の自然水頼り。

こんな理不尽な施策は許されない。戦後60年目にして成る水道施設は、「ダム周辺整備事業」の成否にかかっているのである。

こんなモタツキをしている内に「3つの小学校」「3つの保育所」が消え、平16年4月には10km下流の地へ「統合」される。

つまり、

計画公表以来35年過ぎても未完了なダム事業は、「ダム上流500戸の生計」を壊滅状態にしてしまった訳だ。

⑥着工目前、「進めて地獄、中止して地獄」とは！

※ 「川上ダム」を建設中止すれば、

(イ) 水没地100町歩(約30万坪)の買収に要した200億円余は、税金のムダ使いとして「会計検査院」に告発されても仕方あるまい。

(ロ) 「300億円余のダム周辺整備事業＝事業数は39項目」につき、下流受益負担の60億円余の財源が欠落し、事業内容の根本的な見直し、削減となるは必定。目下でさえ、しがし工事なのに、これらが座礁してしまう。

(ハ)「川上ダム」に約4万トンの水源を当てにして工事中の『県営水道』が水無し水道となってしまう。(注…上野市、阿山町、伊賀町、島ヶ原村、青山町が共同使用するもの)「川上ダム」の水を当てにしている「西宮市の生活用水」はどうなるのやら…。

(二)地権者は「ダム事業用地」として、「買収の契約」に応じたのである。これが、目的外使用や完全不用地として放置されるならば、『約定違反』である。青山町は商法で言うところの《3倍返し訴訟》を支援するべきとなる。

* 「計画推進」をしようとすれば、

(イ)「淀川流域の治水」になんら貢献もしない、自然破壊だけするダム。大手ゼネコンだけが儲けるダム事業。----と評され、時流に素早い報道関係者の餌食、金儲けに貢献するのみ。

(ロ)川上ダム建設とその関連事業の総額は、1000億円を越えるであろう。が、限定された一部のものだけが恩恵を受けるのみ。よって、徹底的に事業削減をして執行するべきだ。----との《条件付》となりそうだ。

(ハ)計画公表以来35年過ぎても、尚も、本体工事は未着工だ。ダム協力者の死活を左右する「周辺整備事業」は、しさがし工事のみである。これらを縮小、削減する作業は難産辛苦するは必定。なれば、事業は無限に遅滞し、関係地域は凍結死あるのみとなる。

(ニ)は～やく来い、来い「伊勢湾台風」。
お～これ、おこれ「未曾有の渇水」---を祈願するのみ。
この祈願は、下流住民と、ダム周辺住民との更なる怨念を築くだけである。

近畿整備局とやら様！

いかがされますか？

『35年間のしさがし事業』こそ悲哀と憎悪を築いたもの。その尻拭いの責任は偏に貴局にある。その『方途』は自らが決め、実行する事である。

35年間もの長期間に渡って、
「ダムダムダムダム…ダムダム…ムダムダムダムダ…」と叫んでいると、
《ダム》と叫んでいるのか、『ムダ』と呼んでいるのか、見境が無くなり、それこそ【無駄】になってしまふ。
「ダムとムダは紙一重。無駄な評議」——なのである。

敢えて言う。

「川上ダム」は、

「青山町にとって百害あって一利なし！」であっても、淀川水系にとっては、【3分の理】くらいあろうものだ。

水没被害者が強いられた生き埋めの苦しみ。

塚本、宮本町長の辛酸辛苦。

歴代議会の苦闘、ドブ風同然の姿で地権者折衝に駆けずり廻った水公団の若手職員。

ましてや、「ダム周辺整備事業」とやらで、《長い、なが～～い、長期の人生空白》を強いられている被害者。
こうした悲哀。貴局、君、知るや？——である。

一切の右顧左眄をする事なく、

【平17年3月川上ダム竣工】につき進むべし！！

この一語こそが竹之矢虎雄の意見である。